

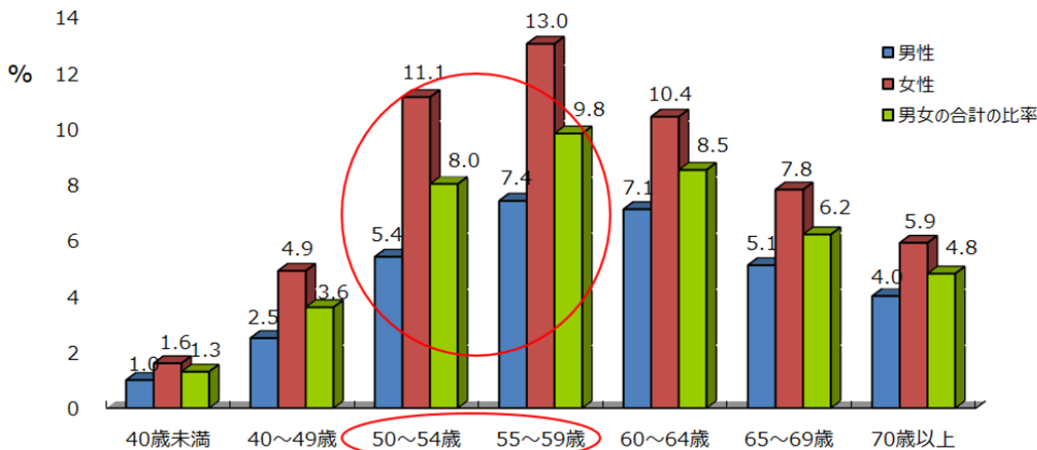


# STOP 介護離職！

## 仕事と介護の両立支援制度をうまく利用しましょう！

高齢化が進み、介護を必要とする方が増加しています。介護を行いながら仕事を行っている人口は290万人（2013年時点）、介護離職者は年間約10万人といわれています。しかも4人に1人は課長クラス以上の役職者です。政府が掲げる「介護離職ゼロ」の実現は、会社の人財を離職から守ることであります。介護に直面した方の中には、「本当は働き続けたいが、介護のために離職せざるを得ない」と、仕事を辞める方もみられます。ひとりで抱え込まず、勤務先の仕事と介護の両立支援制度を利用して働き方を少し変更したり、介護保険サービスを利用したりすることで、仕事と介護を両立させていきましょう。

### 1. 介護者の比率は50代がピーク



### 2. 仕事と介護の両立支援制度 (制度適用の対象者には一定の条件があります。)

制度	概要	取得できる日数・回数	取得のための手続き
介護休業	介護のために仕事を休むことができます。	要介護状態の対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算して93日まで	開始予定日の2週間前までに申出書を提出してください。
短時間勤務制度	介護のために1日の所定労働時間を8時間から6時間に短縮することができます。	対象家族1人につき、通算93日間の範囲内	開始予定日の2週間前までに申出書を提出してください。
介護休暇	対象家族の介護その他の世話のために、1日単位で仕事を休むことができます。	対象家族が1人であれば年に5日、2人以上であれば年に10日	口頭での申出も可能です。その場合は事後に届出をしてください。
法定時間外労働の制限	1か月に24時間、1年に150時間を超える時間外労働が免除されます。	1回の請求につき1月以上1年以内の期間、請求できる回数に制限なし	開始予定日の1月前までに請求書を提出してください。
深夜業の制限	深夜業（午後10時から午前5時までの労働）が免除されます。	1回の請求につき1月以上6か月以内の期間、請求できる回数に制限なし	開始予定日の1月前までに請求書を提出してください。

※「育児・介護休業法等の改正（平成29年1月1日施行）」により、上記の一部は改正されます。

# SATO'S NEWS LETTER

2016年7月号  
(No.81)

## CONTENTS

- STOP 介護離職！ ……P.1
- 助成金情報 ……P.2
- Q&A「介護保険制度ご存知ですか？」 ……P.3
- スタッフ紹介 ……P.3
- 人事労務ニュース ……P.4

## 7月の社会保険労務と税務

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始  
<7月10日まで>

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

30日

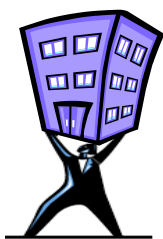
- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>

公式 Facebook ページ開設



いいね！

## 助成金情報



## 高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくり 「高年齢者雇用安定助成金（高年齢者活用促進コース）」

生涯現役社会の実現に向けた環境の整備に対応するため、高年齢者の雇用環境整備を図った事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることが目的です。



### 1. 高年齢者の活用促進措置を行う場合に助成する「高年齢者活用促進コース」

#### 【支給要件】 高年齢者を積極的に活用しようとする企業（企業規模を問わない）

この助成金を受給するには、雇用保険適用事業所の事業主であること、高年齢者雇用安定法第8条（60歳定年）と第9条（高年齢者雇用確保措置）を遵守していること、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いることなどの要件があります。この他、以下の「活用促進措置」を実施していることが要件です。

#### 【支給金額】 上限 1,000 万円

活用促進措置に要した費用の2/3の額（中小企業以外は1/2の額）と1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者のうち活用促進措置の対象となる人数に20万円を掛けた額とを比較して、少ない方の額を支給します。

## 高年齢者活用促進措置の内容

### (1) 新たな事業分野への進出等

- ・ 高年齢者が働きやすい事業分野への進出（新分野への進出）
- ・ 既存の職務内容のうち高年齢者の就労に向く作業の切り出し（職場または職務の再設計）

### (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

- ・ 高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備の導入・改善、作業方法、作業環境の改善等

### (3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し

- ・ 賃金制度・能力評価制度の導入等
- ・ 短時間勤務制度の導入等
- ・ 専門職制度の導入等
- ・ 研修システム・職業能力開発プログラムの開発等

### (4) 高年齢者に対する健康管理制度の導入

- ・ 法定の健康診断以外の健康管理制度（人間ドックまたは生活習慣病予防検診）の導入

### (5) 定年の引上げ等

- ・ 定年の引上げ（66歳以上）
- ・ 定年の定め廃止
- ・ 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入



Q&A 「介護保険制度ご存知ですか？」 ～早いうちから話し合いが必要です～

**Q.** 両親ともに元気ですが、介護の問題に漠然と不安を感じています。  
今からどんなことに注意すればよいでしょうか？（40歳会社員）

**A.** 介護は誰もが直面する課題です。特に親が75歳を過ぎると要支援・要介護状態となる比率が高まり始め、40歳台後半から介護の課題に直面する人が出現します。また、介護のために離職した人の調査結果によると、精神面・肉体系・経済面のいずれの面でも負担が増したとされています。

まずは、介護を「自分も直面する課題」として捉え、介護に直面しても離職せず働き続けるという「事前の心構え」が大事です。そして、親が元気なうちから介護について話し合っておくことや介護保険制度の仕組みについて知っておくことも大切です。

もし、介護に直面したら、ひとりで抱え込まずに、会社に相談して社内の介護支援制度を利用したり、市区町村の窓口や地域包括支援センターなどに相談しましょう。

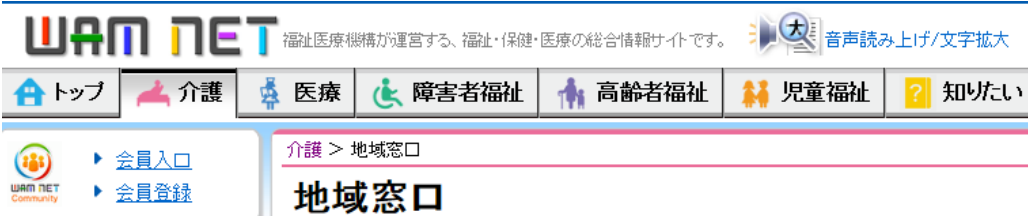


【介護保険の概要】（2015年2月時点）

保険加入者	40歳以上
制度利用者	65歳以上（40歳から64歳は特定疾病のみ）
介護保険の利用条件	要介護認定（要支援認定）が必要 →地域包括支援センターに相談する。
要介護認定（要支援認定）	7段階及び非該当で認定→ 要支援 1、2（地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成） 要介護 1～5
要介護の場合の介護方針の決定	在宅か施設か等
在宅を選択した場合	ケアマネジャーを決め、ケアプランの作成を依頼する ⇒ 利用できるサービスの種類 訪問介護（ホームヘルパーによる支援）、訪問入浴、訪問看護、デイサービス（食事、入浴等）、ショートステイ（短期間の入所）、福祉用具貸与、住宅改修など
利用者負担	原則 1割

介護の地域窓口が検索できるサイト：WAM NET（ワムネット）

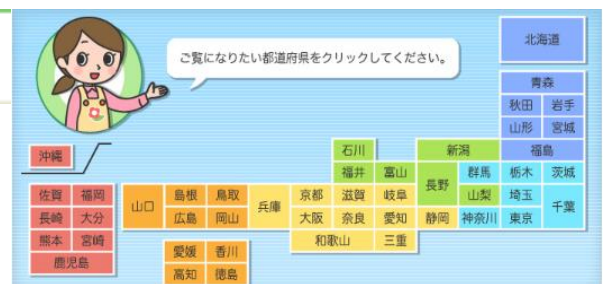
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/madoguchi/>



厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検索  
介護サービス情報公表システム

介護保険制度、サービス利用までの流れや利用料金の説明  
各地域の介護事業所などが検索できるサイト

<http://www.kaigokensaku.jp/>





## 第43回合同勉強会のご案内

テーマ「**労災事故が起こったら**」  
～起こったときの対応法～

【第1部】担当：特定社会保険労務士 佐藤 克則 **御社は大丈夫ですか？**

労災事故の処理と労働基準監督署の対応

- ①労災事故とは ②労災事故に係る法令 ③労災事故の補償 ④労災事故の手続き  
⑤労災休業期間中の扱い ⑥労働基準監督署の対応

【第2部】担当：弁護士法人 広島メープル法律事務所

1. 労災保険以外で使用者が補償責任を負う場合

- (1)責任のある場合とは 安全配慮義務  
(2)補償の範囲の違い ①労災保険の補償範囲 ②それ以外の補償範囲 (3)事例

2. 民事責任以外の責任：刑事責任 民事責任 社会的責任（開示や公表も含む）

【第3部】

弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する5分間トピックス



◆日時：平成28年8月17日（水）  
（勉強会）15:00～17:30  
（懇親会）18:00～20:00

◆会場：メルパルク広島（広島市中区基町6-36）

◆費用：（勉強会）無料（懇親会）5,000円

お申込締切：8月10日



## 人事労務ニュース

## ◆ハローワーク求人票の記載内容は正確に

厚生労働省が先月実施した「ハローワーク求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に関する調査」によると、求職者からの申出・苦情等は全国で1万件強、主な苦情内容は「賃金に関すること」「就業時間に関すること」であり、ハローワークでは苦情があった場合には迅速な事実確認と必要な是正指導を行うほか、法違反のおそれある場合には当該求人の職業紹介の一時保留や求人の取消を実施しています。今後もハローワークにおける求人票の記載については、監視が強化される方向にありますので、企業にとってはこれまで以上に注意が必要だと言えるでしょう。

## ◆「ニッポン一億総活躍プラン」(案) が公表される。今後の展開に注目を！

政府の「一億総活躍国民会議」が先般公表しましたが、「働き方改革」として「同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善」「長時間労働の是正」「高齢者の就労促進」が盛り込まれています。

同プランでは「多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない」と意気込みが述べられており、展開によっては我が国の人事労務慣行を大きく変える可能性をひめており、経営者としては注視しておく必要があると思われます。

## スタッフ紹介



佐竹 茉耶（さたけ まや）  
血液型：A型  
趣味：スポーツ

昨年9月に入社し社労業務（手続き）を行っております。  
前職で人事の仕事を中心に携わらせてもらい社会保険労務士という仕事に興味を持ちました。  
日々先輩方に色々なことを教えて頂き知識を自分のものにし、少しでも多くお客様のお力となれるよう努力してまいります。今後とも未永くよろしくお願いいたします。



社会保険労務士法人サトー 広島事務所  
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00  
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所  
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00  
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983